

補助対象工事の基準（断熱改修等リフォーム事業補助金）

（1）窓の断熱改修工事

- i) ガラスの交換：熱貫流率 2.33W/m²・K 以下のガラスを設置する工事
- ii) 外窓交換：熱貫流率 2.33W/m²・K 以下の窓を設置する工事（又は省エネ建材等級☆4つを満たす窓の設置）
- iii) 内窓設置：樹脂フレームで Low-E 複層ガラスの内窓を設置する工事

省エネ建材等級表示区分について

	窓			
表示区分	熱貫流率が 2.33以下のもの	熱貫流率が 2.33を超え3.49以下のもの	熱貫流率が 3.49を超え4.65以下のもの	熱貫流率が 4.65を超えるもの
等級記号	★★★★	★★★☆☆	★★☆☆☆	★☆☆☆☆
ラベル表示				
	断熱性能が 高い ←		→ 断熱性能が 低い	

（2）外壁、屋根、天井又は床の断熱改修

- ・外壁、屋根、天井又は床の断熱改修において、断熱材区分（表 1）ごとに定められた最低厚さ（表 2）以上の断熱材を使用する工事。

※表から判断できない場合は下記の式により断熱材の最低厚さ（必要な厚さ）を算出すること。

$$\text{断熱材の最低厚さ(mm)} = \text{熱抵抗値} \times \text{断熱材の熱伝導率} \times 1000$$

（3）浴室等暖房機設置工事

- ・浴室や脱衣所において、固定式の暖房機を設置する工事

（4）床暖房設置工事

- ・固定式の床暖房を設置する工事。ただし、電気カーペット等容易に移動できるものは対象外とする。

床暖房の一例

- ・電気式床暖房：フローリング等の下に発熱シートを敷き、シート内の発熱線を温めて床暖房する方式（配線必要）
- ・温水式床暖房：フローリング等の下に温水マットを敷き、熱源から温水を循環させて床暖房する方式（配管必要）

（5）スマートウエルネス住宅リフォーム工事

- ・（1）から（4）のいずれかの工事に併せて実施する場合に限る（スマートウエルネス住宅チェックリストで確認）。